

JAあさか野

親子農業収穫体験付定期積金

とれたて・キャッチ

契約期間

2年以上
5年以下



契約金額

毎月掛金2万円以上または
掛込総額48万円以上

募集期間 平成29年4月3日(月) ▶ 平成29年5月31日(水)

募集組数は先着50組(一家族1組、1契約に限定)とし、募集組数に達した時点で終了とさせていただきます。

商品概要

商品名	親子農業収穫体験付定期積金「とれたて・キャッチ」
ご利用いただける方	個人の方
ご契約期間	2年(24か月)以上5年(60か月)以下
ご契約金額	毎月掛金2万円以上、または掛込総額48万円以上(定額式のみ)
金利(利回り)	当初契約時の定期積金店頭表示金利(利回り)

●満期日には利息相当額(給付補てん金)をお支払いいたします。なお、給付補てん金には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。

●中途解約についてはJA所定の解約利率が適用されます。

●募集組数は先着50組(一家族1組、1契約に限定)とし、募集組数に達した時点で終了とさせていただきます。

●商品の詳しい内容については、店頭の商品概要説明書をご覧ください。

収穫体験の概要

●農業収穫体験時期等

収穫作物	収穫時期
トマト・きゅうり・なす 1組各5個程度	平成29年7月の1日2回(日曜日の午前) 新座市の圃場1回 25組 朝霞市の圃場1回 25組
さつまいも 1組3kg程度	平成29年10月の1日2回(日曜日の午前・午後) 和光市の圃場2回 各25組
栗 1組1kg程度	平成30年9月の1日2回(日曜日の午前・午後) 各25組

※農業収穫体験実施日には試食会等のイベントを開催します。

●親子農業収穫体験場所 新座市、朝霞市、和光市の指定圃場

●親子農業収穫体験の権利について

JAあさか野親子農業収穫体験付定期積金をやむを得ず中途解約された場合は収穫体験の権利を失います。

また、親子農業収穫体験の権利は譲渡できません。

●その他

天候不順等により著しく不作が見込まれる場合は農業収穫体験を中止します。



JAあさか野

本店/〒352-0011 埼玉県新座市野火止4丁目5番21号

TEL.048-479-1011(代) FAX.048-479-1119

詳しくは店舗窓口までお問い合わせいただくか、またはJAあさか野ホームページをご覧ください。http://www.ja-asakano.or.jp

野火止支店 TEL.048-478-5500

野寺支店 TEL.042-474-3355

内間木支店 TEL.048-471-0242

総合相談センター TEL.048-489-1200

新座大和田支店 TEL.048-477-2013

西堀支店 TEL.042-491-1011

志木支店 TEL.048-471-0011

片山支店 TEL.048-478-1017

朝霞支店 TEL.048-461-0032

和光支店 TEL.048-461-2113

商品概要説明書

J A あさか野親子農業収穫体験付定期積金 〈とれたて・キャッチ〉

(平成29年4月3日現在)

1. 商品名	・定期積金
2. 販売対象	・個人 ・平成29年4月現在で小学校6年生以下のお子様およびその家族を1組とします。 ・1家族1組のみとします。
3. 販売期間 募集組数	・平成29年4月3日(月)～平成29年5月31日(水) ・50組(先着50組とし募集組数に達した時点で終了します)
4. 契約期間 契約金額	・2年(24ヶ月)以上5年以下(60ヶ月) ・480,000円以上(掛込総額)
5. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割受入。 ・普通貯金からの自動振替。 ・定額式のみ。 ・毎月1回あたり20,000円以上。 ・1円単位。
6. その他付加できる特約事項	・毎月掛金20,000円以上または掛込総額480,000円以上のいずれか満たすこととします。
7. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
8. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 ・個人のもものは20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
9. 手数料	—
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
11. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>1 2. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：048-479-1011）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所（電話：048-823-7231）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>								
<p>1 3. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・親子農業収穫体験は以下により実施します。 <p>① 農業収穫体験時期等</p> <table border="1" data-bbox="459 913 1441 1361"> <thead> <tr> <th>収穫作物</th> <th>収穫時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トマト・きゅうり・なす 1組各5個程度</td> <td>平成29年7月の1日2回（日曜日の午前） 新座市の圃場1回 25組 朝霞市の圃場1回 25組</td> </tr> <tr> <td>さつまいも 1組3kg程度</td> <td>平成29年10月の1日2回（日曜日の午前・午後） 和光市の圃場2回 各25組</td> </tr> <tr> <td>栗 1組1kg程度</td> <td>平成30年9月の1日2回（日曜日の午前・午後） 各25組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農業収穫体験実施日には試食会等のイベントを開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 親子農業収穫体験場所 新座市、朝霞市、和光市の指定圃場 ③ 親子農業収穫体験の権利について JAあさか野親子農業収穫体験付定期積金をやむを得ず中途解約された場合は収穫体験の権利を失います。 また、親子農業収穫体験の権利は譲渡できません。 ④ その他 天候不順等により著しく不作が見込まれる場合は農業収穫体験を中止します。 	収穫作物	収穫時期	トマト・きゅうり・なす 1組各5個程度	平成29年7月の1日2回（日曜日の午前） 新座市の圃場1回 25組 朝霞市の圃場1回 25組	さつまいも 1組3kg程度	平成29年10月の1日2回（日曜日の午前・午後） 和光市の圃場2回 各25組	栗 1組1kg程度	平成30年9月の1日2回（日曜日の午前・午後） 各25組
収穫作物	収穫時期								
トマト・きゅうり・なす 1組各5個程度	平成29年7月の1日2回（日曜日の午前） 新座市の圃場1回 25組 朝霞市の圃場1回 25組								
さつまいも 1組3kg程度	平成29年10月の1日2回（日曜日の午前・午後） 和光市の圃場2回 各25組								
栗 1組1kg程度	平成30年9月の1日2回（日曜日の午前・午後） 各25組								